

三重県緑の広域計画 概要版

第1章. 計画の基本的事項

計画改定の背景と目的

近年では地球温暖化の深刻化等の社会情勢の変化や、花とみどりの三重づくり条例に基づく基本計画の策定、都市緑地法等の緑に関する法律が改正され、国の「緑の基本方針」が公表されるなど、都市の緑地を取り巻く状況が変化してきました。

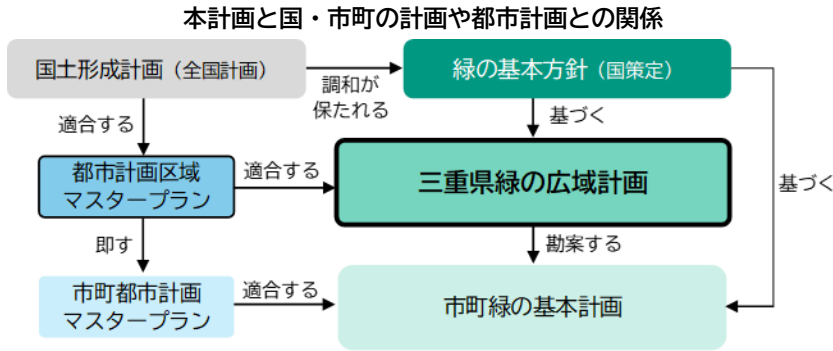
このような背景のもと、本県では、一つの市町を超えた広域的な見地から、主として都市計画区域内で講じられる都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置を総合的かつ計画的に実施するため、「緑の基本方針」に基づき、現行の「三重県広域緑地計画」を「三重県緑の広域計画」と改題し、本県の緑地の保全及び緑化の推進に関する計画として改定するものです。

本計画の策定・改定の経緯と関連法等の施行状況

年 月	事 項
平成 10 (1998) 年 3 月	三重県広域緑地計画 策定
平成 23 (2011) 年 7 月	三重県広域緑地計画 改定
令和 5 (2023) 年 4 月	花とみどりの三重づくり条例 施行
令和 6 (2024) 年 3 月	花とみどりの三重づくり基本 計画 策定
令和 6 (2024) 年 11 月	都市緑地法等の一部を改正す る法律 施行
令和 6 (2024) 年 12 月	国の「緑の基本方針」策定

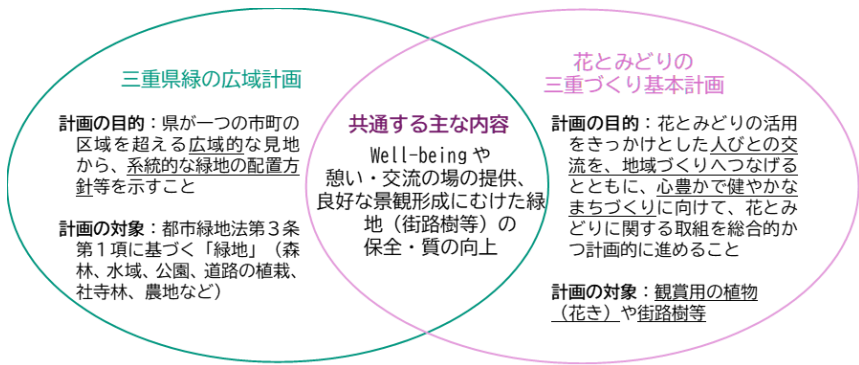
計画の位置づけ（緑の広域計画とは）

都市緑地法第3条に基づき定められた「都道府県の緑地の保全及び緑化の推進に関する計画」で、国の「緑の基本方針」に基づき、「都市計画区域マスタープラン」に適合することとされています。また、市町が「緑の基本計画」を策定する場合には本計画を勘案することが必要です。



また、関連計画である「花とみどりの三重づくり基本計画」は、身近な花きや街路樹を対象とし、それらの活用をきっかけとした人々の交流や地域づくりを推進する計画であるのに対し、「緑の広域計画」は、広域的な緑地を対象とし、それらの保全・推進に関する方針を定める計画です。

本計画と花とみどりの三重づくり基本計画の関係



計画期間・対象区域

(1) 計画期間

計画期間：都市計画区域マスタープランへの適合を考慮し、都市の緑地の将来を想定するため、おおむね 20 年間

中間目標年次：令和 18 (2036) 年度

目標年次：令和 28 (2046) 年度

(2) 対象区域

対象区域：主に都市計画区域

※都市計画区域外も含めた緑地と都市計画区域の緑地との連続性や緑地のネットワークの保全を考慮し、「第2章 緑地を取り巻く現状と課題」や「第3章 都市の緑地の将来像」の方針の検討においては県全域を考慮することとします。

計画の対象とする緑地

対象とする緑地は、都市緑地法第3条第1項に基づき、樹林地、草地、水辺地、岩石地もしくはその状況がこれらに類する土地（農地であるものを含む。）が単独、もしくは一体となって、またはこれらに隣接している土地がこれらと一体となって、良好な自然的環境を形成している緑地とします。

（１）緑地の構造

県土の骨格をなす緑地は、鈴鹿・台高山脈の山地、そこにつながる丘陵や里山、それらを源とする河川、白砂青松の伊勢湾やリアス海岸が特徴的な熊野灘などの海岸です。

これらの大きな緑地とその連続性は「三重県らしさ」を生み、生物の生息・生育環境を支える重要な基盤です。この山地・丘陵・河川・海岸など、県土の骨格を成す緑地を「骨格的緑地」とし、本計画は広域的な緑地を対象にその保全・推進方針を定めます。

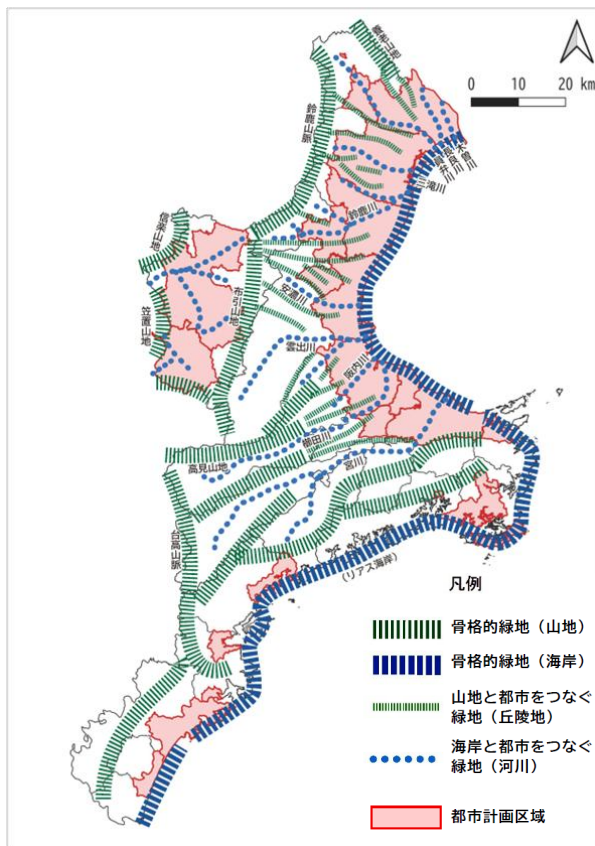
（２）緑地の分類

山地、丘陵地、河川、海岸等の県土の骨格を形成する「骨格的緑地」に対し、都市公園や市街地の身近な緑地、農地などの比較的規模が小さな緑地を「拠点的緑地」とします。

対象とする緑地の分類イメージ



緑地の骨格模式図（三重県らしさを創り出す緑地）



（３）緑地の機能

緑地には、私たちの生活に欠かせない多様な機能があり、緑地の適正な保全・創出・管理を行うことにより、その機能を十分に享受することが可能となります。したがって、緑地の機能を適正に評価したうえで、総合的かつ計画的に保全・創出・管理していくことが必要です。

ここでは、「環境保全」「レクリエーション」「防災」「景観形成」の4つに大別される緑地の代表的な機能の概要を整理します。

緑地の機能		機能の概要
	環境保全	◎生態系や都市環境を維持・向上する緑地
	レクリエーション	◎親しみ、ふれあう緑地
	防災	◎災害を防止、緩和する緑地
	景観形成	◎景観をつくる緑地

第2章. 緑地を取り巻く現状と課題

緑地を取り巻く現状等	都市の緑地の課題
【法改正】〔本冊 p12 に記載〕 ・緑の基本計画の記載事項の拡充（都市緑地法） ・流域治水の実現（特定都市河川浸水被害対策法等） ・まちなかウォーカブル推進事業などの支援制度の創設（都市再生特別措置法等） 【上位・関連計画】〔本冊 p13～p14 に記載〕 ・緑の基本方針 ・強じんな美し国ビジョンみえ・みえ元気プラン ・三重県都市計画基本方針、圏域マスタープラン 【近年の社会情勢】〔本冊 p15～p20 に記載〕 ・少子高齢化と人口減少の進行 ・農業や林業等の従事者の減少、担い手の不足 ・事業所数等から企業進出等の傾向あり ・観光入込客数は新型コロナウイルス感染症の流行以前の水準にまだ回復せず ・SDGs、脱炭素、カーボンニュートラルの推進、グリーンインフラに関する取組の推進、頻発化・激甚化する災害への備えの強化、生物多様性の保全の推進、アフターコロナへの取組、まちづくり DX の推進、花とみどりの三重づくり条例 【緑地の現況】〔本冊 p21～p41 に記載〕 ・都市計画区域及び市街地の農地等の減少と建物用地の増加 〈都市計画区域内の緑被率〉 80.3%(2006～2011 年) ⇒ 71.7%(2024 年) 〈市街地の緑被率〉 24.9%(2006～2011 年) ⇒ 16.1%(2024 年) ・住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準値 10 m²/人以上を満足 ・県営都市公園では未整備区域が一部あり ・県土全体では森林は微減 ・自然公園の指定面積は増加（ただし、普通地域が約7割） ・市民緑地契約制度や都市緑化基金が市町で活用 ・市町の緑の基本計画の策定状況は約半数 【緑地に関する県民の意識】〔本冊 p42～p44 に記載〕 ・「健康状態」や「身のまわりの自然環境」への満足度は他の分野に比べ高い ・「地域活動への参加の意識」は若者の意識が比較的低い ・「地球温暖化への関心」がある県民は約7割 【前計画の指標の検証】〔本冊 p45～p46 に記載〕 ・一人当たりの都市公園面積は達成 (目標) 10.0 m²/人 ⇒ (実績) 10.5 m²/人(2020 年) ・緑地率に関する目標は未達成 〈用途地域の緑地率〉 (目標) 21.9% ⇒ (実績) 15.3%(2020 年) ・歩いていける公園等のネットワーク率の目標は未達成	課題1：緑地の連続性の確保 骨格となる緑地と都市内の緑地を有機的に連結させて連続した緑のネットワークを形成することにより、地球温暖化やヒートアイランド現象の緩和に貢献するとともに、生物にとっての良質な生息・生育環境や移動経路を確保・保全する必要があります。 課題2：防災減災対策につながる緑地の活用 水源涵養^{かん}や土砂流出防止を担う森林の保全、近年増加する都市型水害に対応するための農地の活用、そして災害時の避難場所となる公園の整備などを進め、これら緑地が持つ多様な機能を防災・減災に貢献するグリーンインフラとして積極的に位置づけ、活用する必要があります。 課題3：良好な居住環境・都市環境を創出するための緑地の活用 市街地内及び周辺の農地や地域の歴史・文化と一体となった緑地を保全・活用するとともに、都市公園の整備や開発地、未利用地の活用などを通じて、にぎわいをもたらすウォーカブルな空間や周辺環境と調和した身近なオープンスペースを確保・創出する必要があります。 課題4：緑地の質の向上 既存公園の老朽化対策として計画的なストックマネジメントを推進するとともに、少子高齢化に対応した持続可能な維持管理と交流促進のため、花植え活動等の県民・事業者・活動団体との連携・協働を促し、県民の心身の豊かさにつながる緑地の多様な効用を活用する必要があります。 課題5：市町の緑の基本計画の策定促進 身近な緑地を総合的かつ計画的に保全・創出するため、県の緑の広域計画において市町の緑の基本計画の策定につながる工夫が必要です。

第3章. 都市の緑地の将来像

緑地の保全及び緑化の推進の方針

(1) 基本理念

基本理念は、前計画から緑地のもつ多様な機能を生かし、将来の美しい県土につなげるための思いが込められています。

したがって、本計画においても前計画からの思いを引き継いでいきます。

緑地を守り・緑地をつくり・緑地を育み、 みんなで支える美しい県土

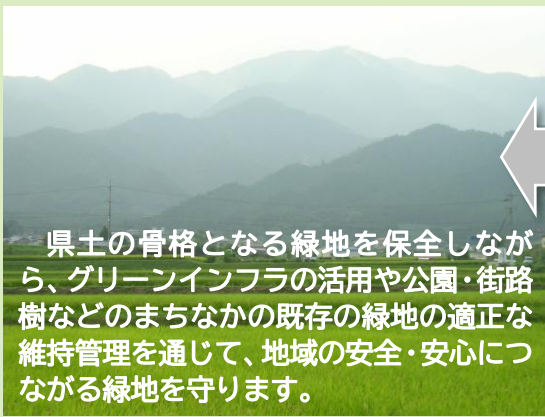
「美しい県土」とは、緑地の骨格が継承され、生活に憩いや潤いをもたらす緑地、歴史文化を演出する緑地、地球温暖化防止や生物多様性に寄与する緑地、風水害や地震被害への対応としての緑地等によって、安全・安心で、魅力や個性にあふれた状態をイメージします。

(2) 基本方針

基本理念の3つの柱である、「緑地を守る」「緑地をつくる」「緑地を育む」を基本方針とし、計画を推進していきます。

特に、「緑地を育む」については、緑地を「守る」ことも「つくる」ことも、緑地を「育む」人の手によって支えられるものであり、基本理念の実現を目指す上で、今後も重要となる方針です。

1. 緑地を守る



県土の骨格となる緑地を保全しながら、グリーンインフラの活用や公園・街路樹などのまちなかの既存の緑地の適正な維持管理を通じて、地域の安全・安心につながる緑地を守ります。

2. 緑地をつくる



良質な公園整備及び市街地開発地における緑化や、居住環境・都市環境での緑化の推進を通じて、魅力ある地域を彩る緑地をつくります。

連携

支える

3. 緑地を育む

県民や事業者、活動団体などの多様な主体が、緑地の保全や創出活動などの連携・交流を通じて、県民の心のよりどころとなる緑地を育みます。また、地域の実情に応じた身近な緑地の保全・創出のため、市町による緑の基本計画の策定を促進します。



圏域ごとの基本方針（１）北勢圏域

構成市町

- ・桑名市、いなべ市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町

緑地の特性

- ・鈴鹿山脈等の山裾に広がる広大な伊勢平野に都市が形成され、都市の中まで入り込んだ丘陵地や平野を縦断する河川の緑地等が都市の緑地の骨格を形成しています。
- ・平成9（1997）年から令和3（2021）年の約24年間で都市計画区域の緑地が約7,486ha減少しています。建物用地等が約1.4倍に増加していますが、田やその他の農用地が大幅に減少しています。
- ・都市計画区域の緑地率は約59.0%、市街地の緑被率は約13.3%と低いです。
- ・都市計画区域の人口は約81万人で他の圏域に比べると多いですが、減少傾向です。
- ・名古屋大都市圏の南西部に位置するなど立地条件が良く、市街地面積の増加傾向も続いており、今後も開発圧力が比較的大きい圏域であると考えられます。

代表的な緑地

- ・鈴鹿山脈、養老山地
- ・木曽川、揖斐・長良川、員弁川、朝明川、三滝川、鈴鹿川、鼓ヶ浦
- ・鈴鹿国定公園、水郷県立自然公園、伊勢の海県立自然公園
- ・国営木曽三川公園、北勢中央公園、亀山サンシャインパーク、ダイセーフォレストパーク（鈴鹿青少年の森）
- ・多度大社、東海道、美濃街道、八風道、東海自然歩道

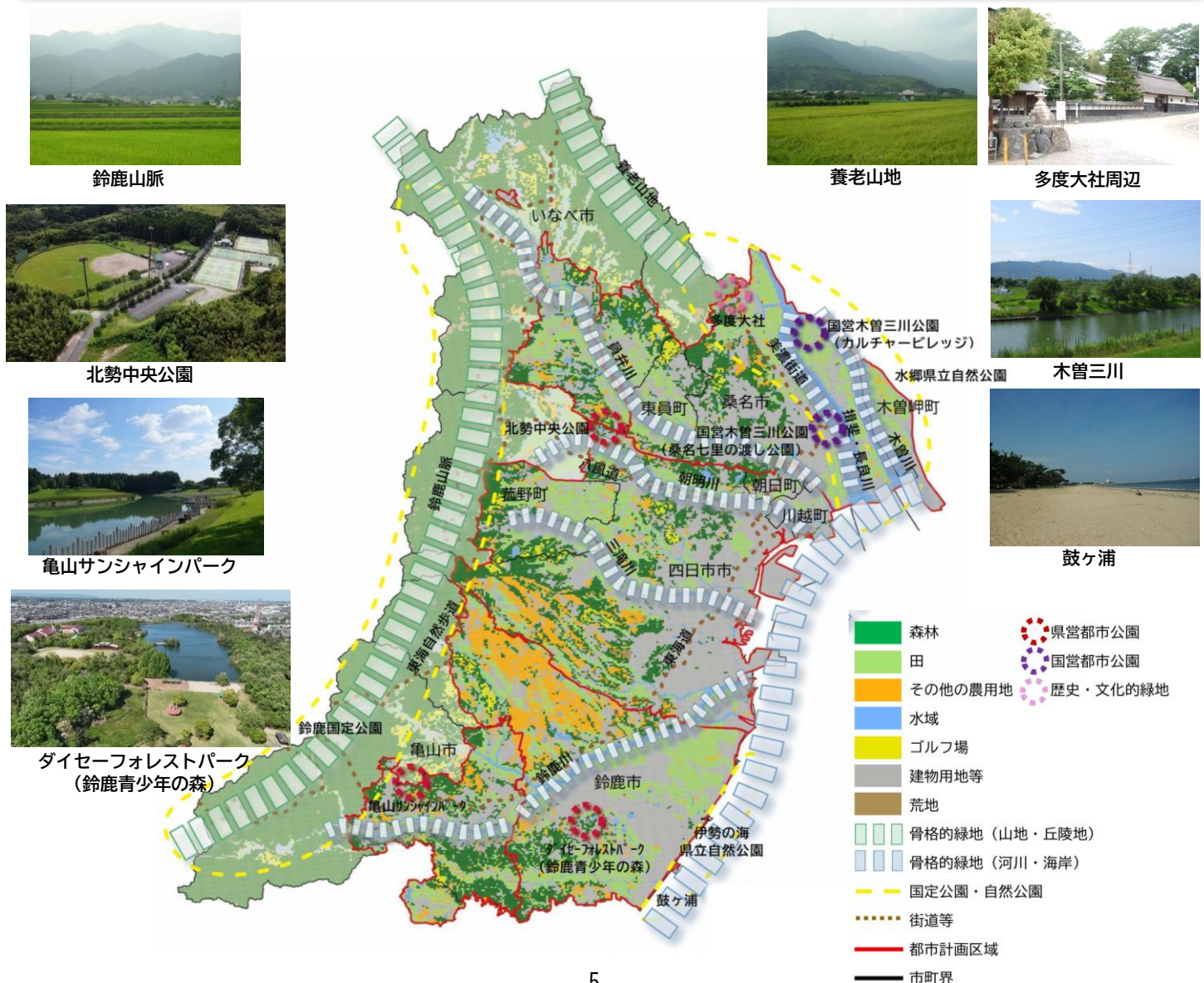
県全体におけるこの圏域の緑地の位置づけからみた方針

名古屋大都市圏に隣接し、引き続き開発動向が続くと考えられる圏域であるため、今後も県全体の経済や人口維持を担うエリアとして、都市（市街地開発）との調和を図りながら、緑地の保全や創出を図る圏域づくりを目指します。

北勢圏域の基本方針

養老山地や鈴鹿山脈の自然環境と市街地をつなぐ

緑地のネットワーク維持・形成に努め、都市と緑地が調和した圏域づくり



(2) 中南勢圏域

構成市町

- ・津市、松阪市、多気町、明和町、大台町、大紀町

緑地の特性

- ・布引山地や高見山地等の広大な山地・森林を有しており、圏域内に5つの自然公園区域があります。都市的な土地利用は伊勢湾側の山裾に広がる伊勢平野に集中しており、雲出川等の河川や丘陵により山林と結ばれています。
- ・平成9（1997）年から令和3（2021）年の約24年間で都市計画区域の緑地が約4,057ha減少しています。建物用地等が約1.4倍に増加していますが、田やその他の農用地が大幅に減少しています。
- ・都市計画区域の緑地率は約67.0%、市街地の緑被率は約15.5%と低いですが、市街地の中心部には松坂城跡や津偕楽公園、東海道、美濃街道等の歴史を継承する緑地が点在しています。
- ・北勢圏域に比べれば開発圧力は小さいと考えられますが、市街地面積の拡大の傾向をみると伊勢平野における市街地の拡大は今後も続くと考えられます。

代表的な緑地

- ・布引山地、高見山地、台高山脈
- ・安濃川、雲出川、櫛田川、阪内川、佐奈川
- ・香良洲海岸、河口の干潟
- ・室生赤目青山国定公園、伊勢の海県立自然公園、赤目一志峡県立自然公園、香肌峡県立自然公園、奥伊勢宮川峡自然公園
- ・県庁前公園
- ・松坂城跡、津偕楽公園、伊勢街道、伊勢別街道

県全体におけるこの圏域の緑地の位置づけからみた方針

広々とした平野部と豊かな自然環境に恵まれた圏域であり、平地に広がる農地や山地部の豊かな山林等と、県庁所在地といった行政の中心地を含む都市部が調和した圏域づくりを目指します。

中南勢圏域の基本方針

布引山地や高見山地、櫛田川等の自然環境や田園地帯を生かし、
歴史的で身近な緑地を核とした、豊かな自然と都市が調和した圏域づくり



県庁前公園



雲出川



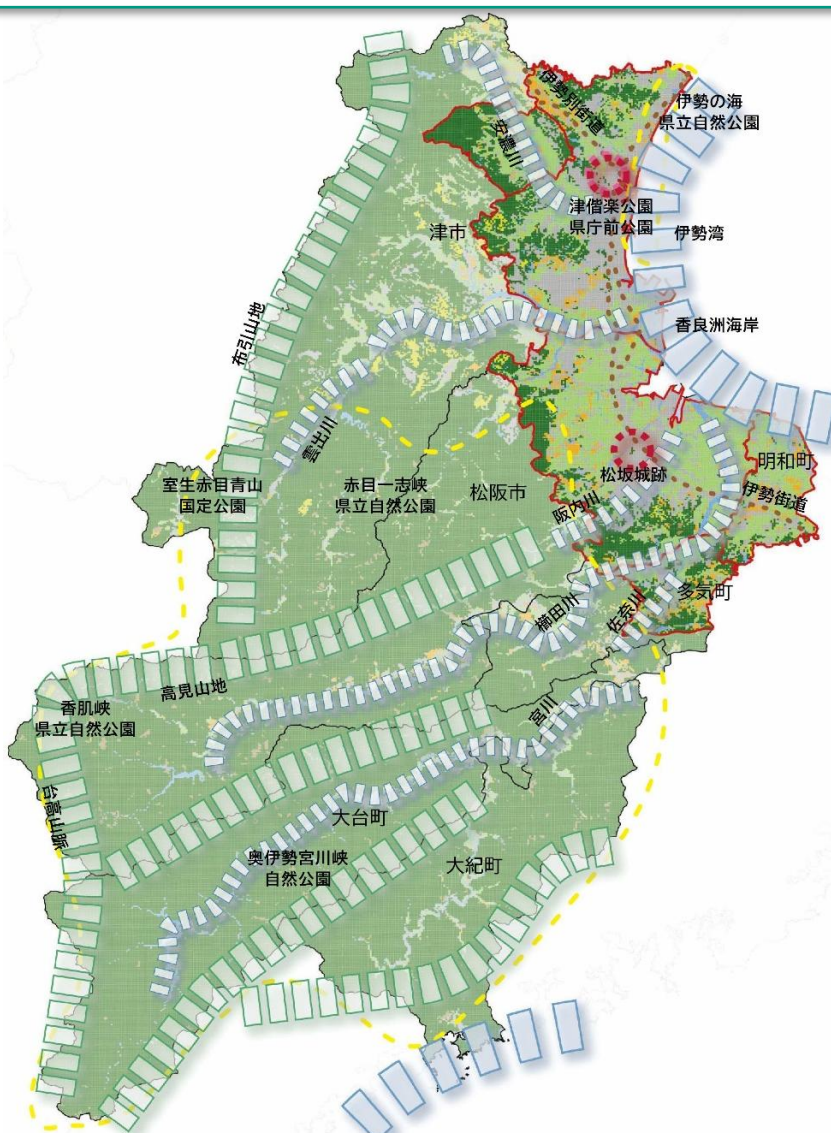
台高山脈



奥香肌峡



香良洲海岸



- 県営都市公園
- 歴史・文化的緑地
- 森林
- 田
- その他の農用地
- 水域
- ゴルフ場
- 建物用地等
- 荒地
- 骨格的緑地（山地・丘陵地）
- 骨格的緑地（河川・海岸）
- 国定公園・自然公園
- 街道等
- 都市計画区域
- 市町界

(3) 伊勢志摩圏域

構成市町

- ・伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、南伊勢町

緑地の特性

- ・圏域の北側は神宮林に包まれた平野にある市街地を宮川等の河川が山地と市街地をつないでいます。南側は山地とリアス海岸が接しています。
- ・多くの地域が伊勢志摩国立公園等に指定されています。
- ・平成9（1997）年から令和3（2021）年の約24年間で都市計画区域の緑地が約2,107ha減少し、田やその他の農用地が大幅に減少しています。
- ・都市計画区域の緑地率は約73.5%、市街地の緑被率は約24.4%とほかの圏域に比べ高く、市街地の周辺には伊勢神宮の宮域林など県を代表するシンボリックな緑地が存在しています。

代表的な緑地

- ・紀伊山地
- ・宮川、五十鈴川
- ・リアス海岸、伊雑浦の干潟、大王崎の藻場、英虞湾の干潟
- ・伊勢志摩国立公園
- ・大仏山公園、五十鈴公園
- ・伊勢神宮宮域林、伊勢街道

県全体におけるこの圏域の緑地の位置づけからみた方針

伊勢神宮の宮域林や伊勢志摩国立公園のリアス海岸など、本県を代表する独自の緑地を有する圏域であり、地域住民のみならず、来訪者にも魅力ある緑地を楽しんでもらえるような圏域づくりを目指します。

伊勢志摩圏域の基本方針

伊勢志摩国立公園の風光明媚な自然環境の保護・利用を図り、
癒やしと潤いのある、緑地の魅力で人々をもてなす圏域づくり



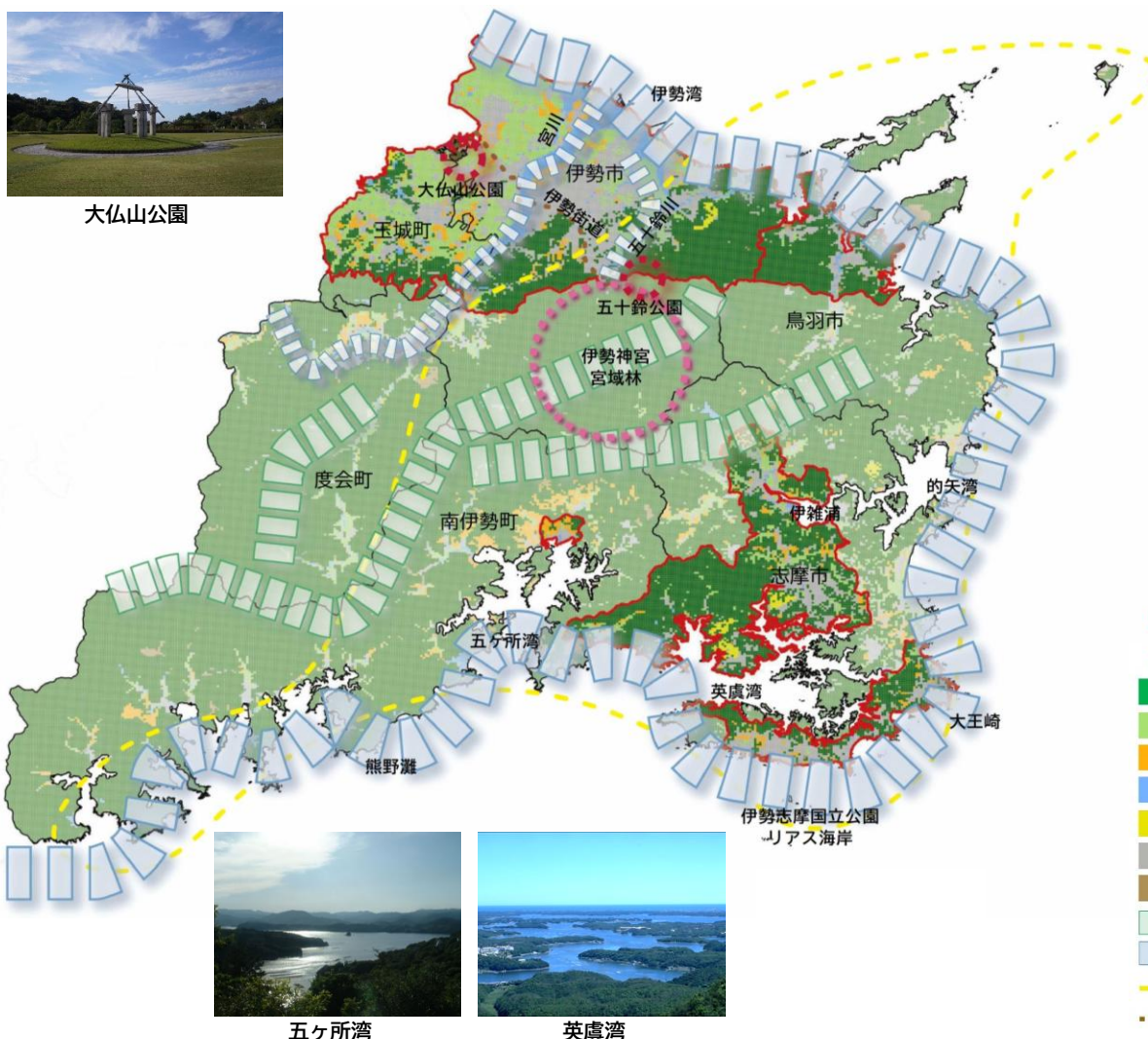
大仏山公園



伊勢神宮宮域林



大王崎



五ヶ所湾



英虞湾

- 県営都市公園
- 歴史・文化的緑地
- 森林
- 田
- その他の農用地
- 水域
- ゴルフ場
- 建物用地等
- 荒地
- 骨格的緑地（山地・丘陵地）
- 骨格的緑地（河川・海岸）
- 国立公園
- 街道等
- 都市計画区域
- 市町界

(4) 伊賀圏域

構成市町

- ・伊賀市、名張市

緑地の特性

- ・布引山地や信楽山地等の山地に囲まれた上野（伊賀）盆地に都市が形成され、河川や丘陵等が山地と都市を結んでいるとともに、まとまりのある田園風景が広がっています。また、山地、丘陵地等は、淀川水系の水源地としての役割も有しています。
- ・平成9（1997）年から令和3（2021）年の約24年間で都市計画区域の緑地が約1,763ha減少しています。建物用地等は約1.4倍に増加していますが、田やその他の農用地が大幅に減少しています。
- ・都市計画区域の緑地率は約83.3%、市街地の緑被率は約25.9%と、ほかの圏域よりも比較的高く、市街地の中心部には伊賀上野城等の歴史的を継承する緑地が存在しています。
- ・都市計画区域の人口は、全圏域の人口がピークになる平成22（2010）年以前から減少傾向にあります。

代表的な緑地

- ・布引山地、信楽山地、笠置山地、室生山地
- ・木津川、名張川、宇陀川
- ・室生赤目青山国定公園、鈴鹿国定公園
- ・伊賀上野城、大和街道、伊賀街道、初瀬街道

県全体におけるこの圏域の緑地の位置づけからみた方針

名古屋圏と関西圏のつなぎ役を担う圏域であり、県内のほかの圏域にはない独特の盆地景観を有する圏域であるため、盆地内に広がる田園や周囲の樹林地の緑地を生かした圏域づくりを目指します。

伊賀圏域の基本方針

独自の盆地景観を形成する、圏域を包み込む山々や市街地周囲の田園、樹林地等の保全を図り、農地と市街地が調和し、交流する都市を支える緑地を生かした圏域づくり



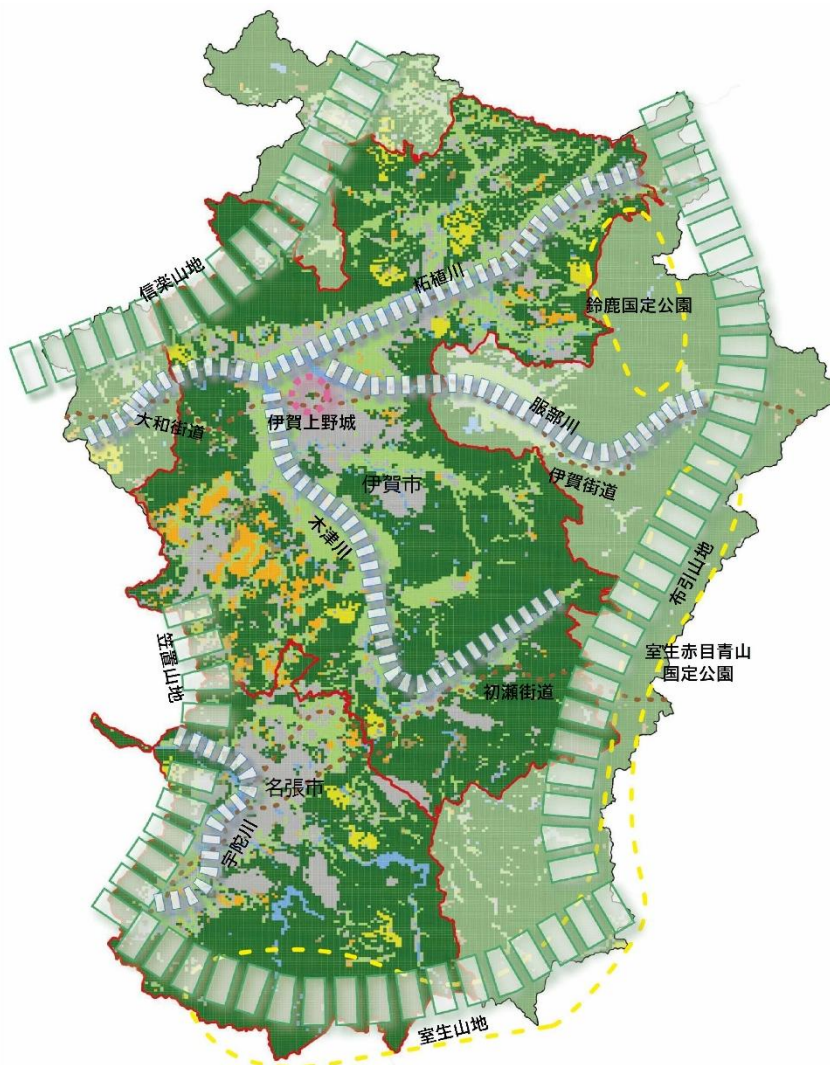
信楽山地



笠置山地



伊賀上野城



木津川



初瀬街道



(5) 東紀州圏域

構成市町

- ・尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町

緑地の特性

- ・自然度の高い樹林地と植林地が混在する紀伊山地と熊野灘に挟まれ、特徴的な自然景観を有しています。また、都市的な利用は熊野灘沿岸のわずかな平地部に限定されています。
- ・平成9（1997）年から令和3（2021）年の約24年間で都市計画区域の緑地が約1,140ha減少していますが、減少した面積では全圏域の中で最も小さいです。建物用地等は約1.9倍に増加していますが、全体の割合では低いいため、緑地に対する影響は低いものと考えられます。
- ・圏域全体の緑被率は約88.3%とほかの圏域に比べて高く、海岸線に沿って世界遺産熊野古道が指定されています。
- ・平成12（2000）年以降の都市計画区域の人口の減少率は全圏域の中で最大であり、また、地形の制約を受けることから、ほかの圏域に比べ市街地拡大の懸念は小さいと判断できます。
- ・広域レクリエーション都市として、ワーケーション対応等の都市公園の整備や、運動施設の整備が進行しています。

代表的な緑地

- ・紀伊山地
- ・赤羽川、船津川、銚子川、矢ノ川、井戸川、尾呂志川、熊野川
- ・リアス海岸、七里御浜
- ・吉野熊野国立公園
- ・熊野灘臨海公園
- ・熊野古道

県全体におけるこの圏域の緑地の位置づけからみた方針

紀伊山地や雄大な海岸線を有する熊野灘・七里御浜などの特徴的な自然景観、歴史ある熊野古道などの地域資源を有しており、これら地域特有の緑地を保全し、そして緑地を生かした観光やスポーツ振興の広域レクリエーション都市の形成を図る圏域づくりを目指します。

東紀州圏域の基本方針

紀伊山地や熊野灘の雄大な海岸線と歴史ある熊野古道などの特徴的な緑地の保全と、
それを生かす広域レクリエーション都市を支える圏域づくり



熊野古道



紀伊山地



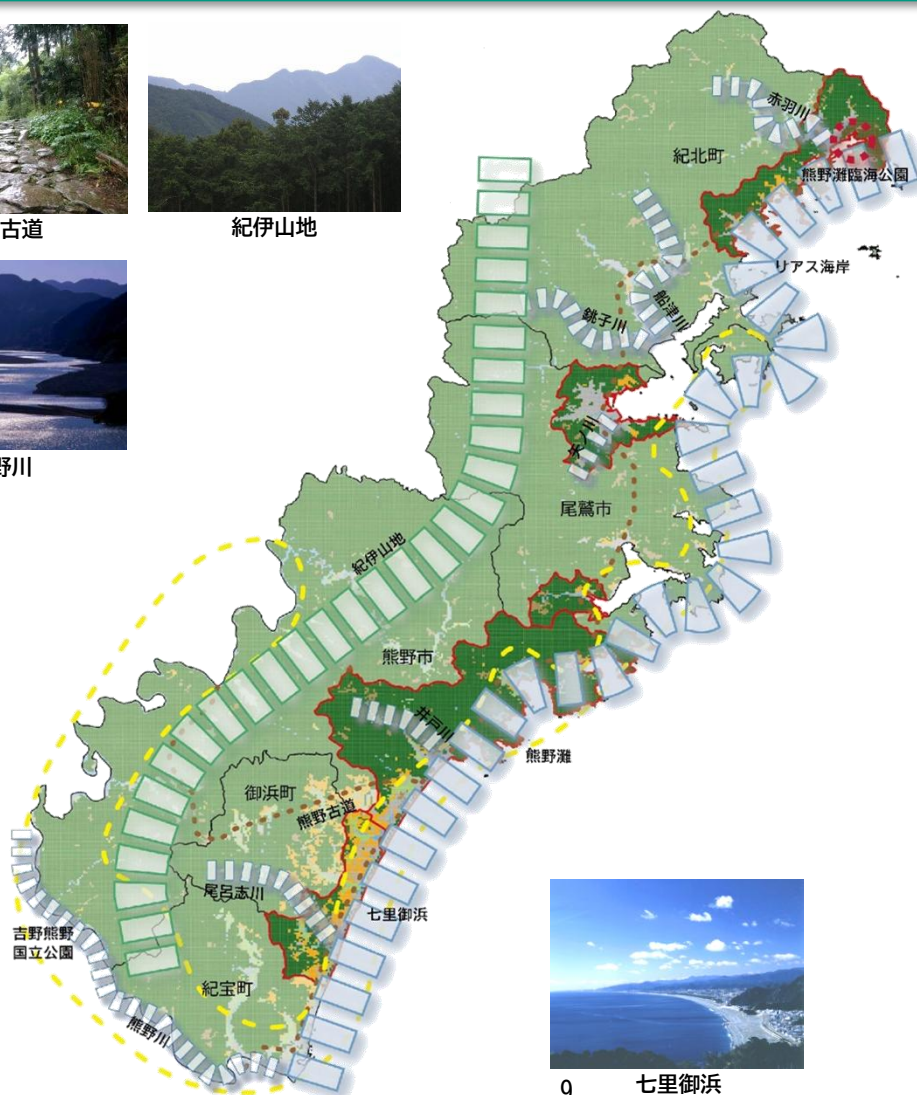
熊野川



熊野灘臨海公園



天狗倉山からの眺望



9

七里御浜



緑地の保全及び緑化の目標と指標

(1) 緑地の保全及び緑化の目標

基本方針に基づき、緑地の保全及び緑化の目標を以下のとおり設定します。

緑地の保全及び緑化の目標については、近年の都市の緑地を取り巻く社会情勢や緑地の変遷の状況、緑地に関する県民の意識などから導き出された都市の緑地の課題を踏まえて再編しました。

基本方針ごとの緑地の保全及び緑化の目標

基本方針	緑地の保全及び緑化の目標	主な施策展開の場	課題との関連性
1. 緑地を守る	① 緑地のまとまりやつながりの形成と緑地の機能強化 生物の移動経路や景観の連続性などの緑地の機能を維持、向上するため、緑地のネットワークの形成を図るとともに、生物多様性の確保や都市環境の改善等に向けた都市の緑地の確保を図ります。	河川、農地、樹林地、公園など	課題1：緑地の連続性の確保
	② 災害から地域を守るグリーンインフラの活用 近年、増加する気候変動の影響による災害や切迫する地震災害などから地域を守るため、緑地のもつ防災減災機能の活用を図ります。	農地、公園（防災公園）、道路	課題2：防災減災対策につながる緑地の活用
	③ 公園・街路樹などの既存の緑地の適正な維持管理 緑地の質を維持・向上するため、維持管理体制の構築など、まちなかの緑地の適正な維持管理を図ります。	幹線道路（街路樹）、公園（防災公園）	課題4：緑地の質の向上
2. 緑地をつくる	① 公園整備や開発地の緑地整備などの緑化の推進 まちなかにおいて都市公園などの緑地の良質なオープンスペースを確保し、開発地では周辺都市環境との調和を図るため緑化の推進を図ります。	住宅地、公園、工業地域など	課題3：良好な居住環境・都市環境を創出するための緑地の活用
	② 良好な居住環境・都市環境を彩る緑地の創出 県民の健康を守り、都市生活に憩いや潤いをもたらすため、まちを彩る緑地を創出します。	住宅地、中心市街地、農地、社寺林など	
3. 緑地を育む	① 県民・事業者・活動団体・行政が連携した緑地の保全・創出 緑地の保全・創出活動を通じた、県民や事業者、活動団体などの連携・交流の場を創出します。	道路、河川、海岸、公園など	課題4：緑地の質の向上
	② 緑の基本計画策定につながる市町への支援 身近な緑地を総合的かつ計画的に保全・創出する緑の基本計画の策定につながる情報提供等により市町を支援します。	都市計画区域を有する市町	課題5：市町の緑の基本計画の策定促進
県の設置に係る都市公園の整備及び管理に関する事項 県営都市公園の整備および管理については、基本方針を横断する観点から、施設の長寿命化や適切な配置、多様な主体との連携等による公園機能の確保等を図ります。			課題1、2、3、4

緑地の保全及び緑化の目標の対象となる緑地のイメージ



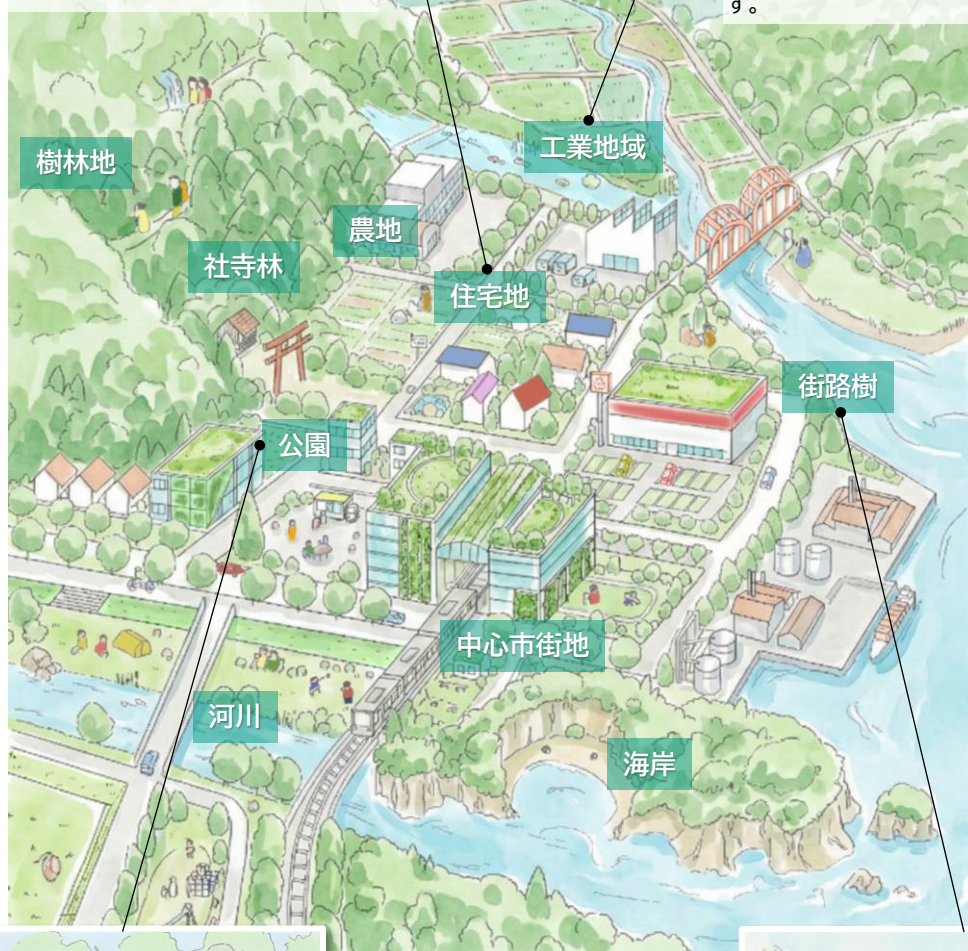
住宅地における緑化のイメージ

接道部への生垣や植栽を配置することで、より美しいまちなみが形成されます。



工業地域における緑化のイメージ

工場の敷地内や敷地境界に緑地が配置されることで、周辺の地域環境と調和した景観が形成されます。



公園における緑化のイメージ

民間活力の活用等によって、より質の高い都市公園を生活に身近な場所に配置・整備することで、レクリエーションなど緑地のもつ多様な機能が発揮されます。



幹線道路における街路樹のイメージ

歩行者などに対する安全性を確保しながら、樹形管理等を行うことで景観形成などの樹木のもつ機能や効用が増進されます。

緑地の保全及び緑化の目標と指標

(2) 緑地の保全及び緑化の目標に係る指標

緑地の保全及び緑化の目標に基づく指標を以下のとおり設定します。

今後、計画の中間評価や改定の際に、指標の動向や推移の要因を検証するとともに、社会情勢の変化や都市の緑地を取り巻く分野の状況を把握することで、緑地の保全及び緑化の推進のための施策の評価や改善を適切に図っていくこととします。

1) 基本方針「緑を守る」に関する指標

指標	現状値	目標値
市街地の緑被率	16.1% (令和6(2024)年)	16.1% (令和28(2046)年度)

地域の安全・安心につながる緑地を守るためには、まちなかの緑被地の確保による骨格的緑地を軸とした緑地のネットワークの形成が重要です。そこで、市街地での緑被地の着実な確保に関する指標として、市街地(市街化区域、用途地域、用途地域の指定のない市町では市役所および町役場から半径500mの範囲)の緑被率を設定しました。

目標値としては、市街地の緑被の推移(平成18~23(2006~2011)年24.6%から令和6(2024)年16.1%に減少)を背景として、今後も緑被地が宅地等の市街地に変化し、緑被率の減少傾向が想定されるため、現状維持(16.1%)とします。

2) 基本方針「緑をつくる」に関する指標

指標	現状値	目標値
都市計画区域における一人当たりの都市公園面積	11.0 m ² /人 (令和5(2023)年末)	14.8 m ² /人 (令和28(2046)年度)

魅力ある地域を彩る緑地の創出のためには、公園整備などによる緑化の推進が重要です。そこで、公園整備などによるまちなかでの緑化の推進に関する指標として、都市計画区域における一人あたりの都市公園面積を設定しました。

目標値は、前計画からの増加量を考慮し14.8 m²/人とします。

3) 基本方針「緑を育む」に関する指標

指標	現状値	目標値
市町における「緑の基本計画」の策定数	13 市町 (令和7(2025)年)	22 市町 (令和28(2046)年度)

多様な主体が連携・交流を通じて、地域の実情に応じた身近な緑地を育むためには、市町による緑の基本計画の策定と、計画に基づく施策や取組の推進が重要です。そこで、緑の基本計画策定につながる市町への支援に関する指標として、この策定数を設定しました。

目標値は、都市計画法において自然環境の保全等への配慮が求められていること、また、緑の基本計画が都市計画マスタープランと密接に関連することを考慮し、都市計画マスタープランを既に策定している22市町とします。

緑地の保全及び緑化の推進のための施策

緑の広域計画は県全体を対象とした広域的な見地から、県における緑地の将来像やその実現に向けた方針を明らかにするもので、多様な主体が取り組むための基本的な施策を示すものです。

緑地の保全・創出にあたっては、まちづくりの主体である市町が地域特性をふまえて緑の基本計画を策定し、計画的かつ系統的に緑地に関する施策を推進することが効果的であることから、県としては緑の基本計画の策定・改定を支援していきます。

緑地の保全及び緑化の推進のための施策

基本方針	緑地の保全及び緑化の目標	主な緑地の機能	緑地の保全及び緑化の推進のための施策
1. 緑地を守る	① 緑地のまとまりやつながりの形成と緑地の機能強化	 環境保全 景観形成	① 緑地のネットワークの形成 ② 多様な生物の生息環境等の保全・再生 ③ カーボンニュートラルの実現と都市環境の改善に向けた緑地の適切な維持管理
	② 災害から地域を守るグリーンインフラの活用	 防災	① グリーンインフラのもつ防災・減災機能の活用 ② 都市公園の防災・減災機能の強化
	③ 公園・街路樹などの既存の緑地の適正な維持管理	 レクリエーション 景観形成	① 公園施設の既存ストックの維持管理・更新 ② 街路樹などがもつ機能や効用の増進
2. 緑地をつくる	① 公園整備や開発地の緑地整備などの緑化の推進	 レクリエーション 景観形成	① 都市公園の整備と利用促進 ② 都市計画公園の機能検証等と計画見直し ③ 開発地の緑地整備
	② 良好な居住環境・都市環境を彩る緑地の創出	 環境保全 景観形成	① 各種制度活用によるまちなかの緑地の保全・創出 ② 市街地内および周辺における農地の保全・活用 ③ 地域の歴史・文化と一体となった緑地の保全 ④ 植樹・花植え活動等による都市を彩るみどりの創出
3. 緑地を育む	① 県民・事業者・活動団体・行政が連携した緑地の保全・創出	 環境保全 景観形成	① 緑地に対する意識啓発と情報発信 ② 緑地の維持管理活動の促進と支援
	② 緑の基本計画策定につながる市町への支援	 環境保全 景観形成	① 市町における緑の基本計画策定・改定の促進
県の設置に係る都市公園の整備及び管理に関する事項			・公園施設長寿命化対策支援事業 ・花とみどりの文化の振興・花の名所づくりの推進 ・指定管理者制度の活用 ・Park-PFI 事業 ・都市公園美化ボランティア活動助成事業 など

第4章. 計画の推進

各主体の役割

緑地の保全や緑化の推進にあたっては、県、市町、県民・活動団体・企業等の各主体が連携・相互支援を図りながら総合的に緑地づくりを展開する必要があります。

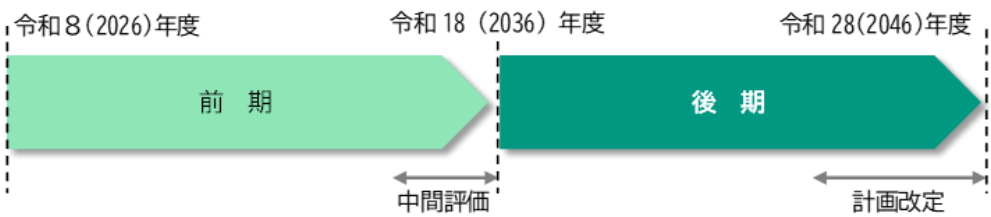
各主体の役割

県	市町	県民・活動団体・企業等
・緑の広域計画による広域的な見地から緑地の保全・緑化の推進 ・森林、農地、海岸、河川など、骨格的な緑地の保全や緑地のネットワークの形成・維持 ・県営都市公園の整備と活用 ・骨格的な緑地の保全等に対する市町間連携の調整等 ・都市の緑地の保全や緑化推進に係る情報提供や財源確保	・緑の基本計画の策定または改定、および計画的かつ効果的な実施 ・都市緑地法や都市公園法等による都市内や外縁部の樹林地、農地等の緑地の保全と創出 ・中心市街地や市街地等における民有地の緑化誘導 ・都市公園の適正な整備と維持管理の推進 ・緑地の保全・緑化活動に係る普及啓発活動の促進 ・都市の緑地の保全や緑化推進に係る情報提供や財源確保	・民有地の敷地内における既存の緑地の保全 ・緑地に関する制度を活用した良好な居住環境の形成 ・緑地の保全や創出に関するまちづくり活動への参画 ・NPO 団体、企業等による緑地の保全や緑化推進のための取組 ・Park-PFI 制度など、民間活力による公園・オープンスペース整備への参画

進行管理

計画策定 10 年後（令和 18（2036）年度頃）を目途に、計画の進行状況や施策の実施状況についての中間評価を行います。中間評価については、取組が進んでいない場合は現状を把握し、その原因を分析した上で、取組の改善等の必要な見直しを行います。計画期間である令和 26（2044）～令和 28（2046）年度において、本計画の改定に向けた検討を行います。

計画の中間評価や改定に向けた検討時期



第5章. 市町の取組促進に向けて

緑の基本計画策定における参考資料

市町が「緑の基本計画」を策定する場合には三重県緑の広域計画を勘案することが必要です。三重県緑の広域計画では、計画を策定する上で参考となる取組事例や参考指標を紹介しています。

参考となる指標一覧

1. 「緑地を守る」に関する参考指標	2. 「緑地をつくる」に関する参考指標	3. 「緑地を育む」に関する参考指標
・緑地の面積、緑地率（緑被率、緑視率） ・地域制緑地の指定数、面積 ・生態系の回復に関する取組の実施数 ・生物多様性やネイチャーポジティブ等への住民意識 ・雨水流出の抑制、貯留等に関する取組箇所数 ・身近な自然環境に関する住民の満足度	・住民一人当たりの都市公園面積、都市公園等の利用圏域の人口カバー率 ・公共公益施設や民間施設等における緑化件数、面積 ・街路樹や生け垣等の整備延長 ・緑地協定の締結数、市民緑地の認定数・契約数 ・公園や緑地に関する利用者の満足度	・自然環境等の保全活動団体数、参加者数 ・都市公園等の管理団体数、Park-PFI 実施件数 ・都市公園での自然体験イベント等の実施数 ・緑地の保全や活用に関するリーダー等の育成数 ・公園管理や自然環境等の保全活動による地域コミュニティの変化（住民意識）